

○深浦町若者等住宅整備支援補助金交付要綱

平成29年3月16日告示第23号

改正

平成29年12月11日告示第89号

平成31年4月26日告示第39号

令和3年3月29日告示第41号

令和4年3月23日告示第74号

(目的)

第1条 移住及び定住の促進による地域活性化を図るため、移住者、新婚夫婦、子育て世帯が行う住宅整備に要する経費に対し、予算の範囲内において若者等住宅整備支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、深浦町補助金等の交付に関する規則（平成17年深浦町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 町外から転入後3年以内の者であって、かつ、その転入前1年以上の期間町外に住所を有する者
- (2) 新婚夫婦 婚姻後5年以内の夫婦
- (3) 子育て者 扶養する18歳以下の子どもと同居する者
- (4) 若者等世帯 第2号及び前号のいずれかに該当する者（本人又はその配偶者が満45歳未満）の同居家族で構成する世帯
- (5) 住宅 移住者及び若者等世帯の平時の継続的な居住に供するために町内に整備する個人所有の住宅。ただし、店舗、事務所等との併用住宅の場合は、居住用以外の部分を除く。また、別荘や若者等世帯以外の者が居住するためのものは除

く。

(6) 住宅整備 町内における新築又は購入による住宅の取得、若しくは住宅のリフォーム工事

(7) リフォーム工事 深浦町住環境リフォーム推進事業補助金（以下「町リフォーム補助金」という。）交付要綱第2条第2号に規定する工事

(8) 整備完了（日） 取得による場合は、その住宅整備後の登記の完了（日）。  
リフォーム工事による場合は、町リフォーム補助金交付要綱に基づく住環境リフォーム推進事業補助金確定通知書の通知（日）

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、補助金の交付申請時において移住者及び若者等世帯の代表者又は移住者及び若者等世帯と同居するものが実施した住宅整備の実施者であって、次の各号の全てを満たすこととする。

(1) 整備完了した住宅に居住し住所を有していること。

(2) 同一世帯に属する者全員が公租公課を滞納していないこと。

(3) 同一世帯に属する者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（補助金の交付対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、この要綱の施行日以降に整備完了した住宅整備によるもので、次に掲げる経費とする。

(1) 住宅の取得費用 住宅の新築又は購入（新築及び中古住宅）に係る費用

(2) リフォーム工事費用 町リフォーム補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたリフォーム工事に係る費用

（補助金の交付）

第5条 町長は、第3条に規定する対象者が行う住宅整備に要した前条に規定する対象経費に対し、その一部を補助するものとする。

2 前条第1号の規定に基づく経費に対する補助金の交付を受けた者（その者と生計

を一つにする者も同様とする。)は、当該補助金の交付を受けた日から3年の間は、当該住宅のリフォーム工事費用を対象とした町リフォーム支援補助金の交付申請をすることはできない。

(補助率及び補助限度額)

第6条 前条第1項に規定する補助金の補助率及び補助限度額は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象とする住宅の整備完了後1年以内に深浦町若者等住宅整備支援補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2に規定する関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 前項の深浦町若者等住宅整備支援補助金交付申請書をもって、当該補助金に係る実績報告書とみなすものとする。

(補助金の交付決定等)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地確認等の調査を実施して補助金の交付の可否を決定し、深浦町若者等住宅整備支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の深浦町若者等住宅整備支援補助金交付(不交付)決定通知書をもって、交付の額の確定通知とみなすものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)が、補助金の請求をしようとするときは、深浦町若者等住宅整備支援補助金請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第10条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 本補助金の目的に反して、整備した住宅を若者等世帯の継続的な居住に供せず、当該住宅の転用や他者への譲渡又は貸与したとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請及び不正手段により補助金を受けたとき。
- (その他)

第11条 この告示に関して必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係） 補助金の補助率及び補助限度額

対象経費の区分	補助率	補助限度額
第4条第1号 住宅の取得費	住宅の新築費用または購入代金の25%以内	50万円
第4条第2号 リフォーム工事費用	深浦町住宅リフォーム補助金交付要綱の対象となったリフォーム工事費用の5%以内	10万円

備考 別に交付される補助金がある場合は、その補助金額を除いた額を補助限度額とする。

別表第2（第7条関係） 補助金の交付申請に係る提出書類

対象経費の区分	提出書類	備考
共通	(1) 深浦町若者等住宅整備支援補助金交付申請書（様式第	

	<p>1号)</p> <p>(2)添付資料</p> <p>①申請者及び同居者全員の住民票の写し</p> <p>②(移住者の場合)戸籍全部証明書(戸籍附票)</p> <p>③(新婚夫婦の場合)戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)</p> <p>④その他町長が必要と認める書類</p>	
<p>第4条第1号</p> <p>住宅の取得費</p>	<p>①住宅の登記事項を証する書類(全部事項証明書)</p> <p>購入の場合は所有権移転登記後のもの</p> <p>②住宅の位置図及び平面図並びに完成写真</p> <p>③建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)に基づく建築確認申請をしている場合は確認検査済証の写し</p> <p>④住宅新築に係る工事請負代又は住宅購入代の支払を証する書類(領収書の写し、代金の振込を確認できる書類等)</p>	
<p>第4条第2号</p> <p>リフォーム工事費用</p>	<p>①町リフォーム補助金に係る実績報告書の写し(当該実績報告書添付書類を含む)</p> <p>②町リフォーム補助金に係る確定通知書の写し</p>	

年 月 日

深浦町長 様

(申請者) 住 所  
氏 名  
電話番号

深浦町若者等住宅整備支援補助金交付申請書（兼実績報告書）

深浦町若者等住宅整備支援補助金の交付を受けたいので、深浦町若者等住宅整備支援補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容は事実と相違ないことを誓約します。また、当該記載内容等が事実と異なることが判明した場合は申請を取り下げ、既に交付された補助金があれば、その全部又は一部を返還することを誓約します。

また、本申請にあたり町が申請者及び世帯員の町税等の納付状況や当該住宅整備に関する事項について、照会・調査を行うことに同意します。

記

1 補助金申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 対象経費の内訳

(1) 対象経費の種類（該当する□に✓）

取得経費（新築または購入）       リフォーム工事経費

(2) 住宅整備の概要

項 目	内 容	備考
所 在 地	深浦町大字 _____	
整備完了日	(取得の場合)登記完了日 _____ 年 月 日 (リフォームの場合)リフォーム補助金確定通知日 _____ 年 月 日	
規 模	延床面積 _____ m <sup>2</sup> (うち住宅以外の部分 _____ m <sup>2</sup> ) (リフォームの場合の工事内容: _____)	
整備事業費 (対象経費)	_____ 円 ※新築及びリフォームの場合、工事請負代金 購入の場合は、購入代金	
※リフォームの場合、 町リフォーム補助金 の交付状況	確定補助金額 _____ 円 (確定通知 _____ 年 月 日付け 第 _____ 号)	



年 月 日

申請者 住所  
氏名 様

深浦町長 印

深浦町若者等住宅整備支援補助金交付（不交付）決定通知書（兼確定通知書）

年 月 日付けで申請のあった深浦町若者等住宅整備支援補助金については、次のとおり交付（不交付）することに決定したので通知します。

記

- 1 決定の内容 交付  
不交付  
(不交付とした理由)

2 補助金交付決定額 円

3 補助の条件

- (1) 深浦町補助金等に関する規則及び深浦町若者等住宅整備支援補助金交付要綱の規定を遵守し、適正に事業を執行すること。
- (2) 本補助金の目的に沿い、整備した住宅での定住と地域での調和に努めること。
- (3) 上記(1)及び(2)の事項に違反した場合、その他の要因により深浦町若者等住宅整備支援補助金交付要綱第10条の規定により補助金の交付決定を取り消された場合は、既に交付された補助金の全部又は一部について、速やかに返還すること。

年 月 日

深浦町長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

印

深浦町若者等住宅整備支援補助金請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定があった深浦町若者等住宅整備支援補助金について、深浦町若者等住宅整備支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名・店名	
預金種類	普通 ・ 当座
口座番号	
(ふりがな) 口座名義人	